

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）規約 新旧対照表

改正（案）	現行
<p>第1条～第7条（略）</p> <p><u>第8条～第11条</u>（略）</p> <p>附 則 本規約は，平成29年1年31日から施行する。 平成30年2月8日 一部改正 令和元年6月27日 一部改正 令和2年2月27日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年6月8日 一部改正 <u>令和4年〇月〇日 一部改正</u></p> <p>別表1～3（略）</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p><u>（ダム部会）</u> <u>第8条 西部建設事務所管内【西ブロック】における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため，ダム部会を置く。</u> <u>2 ダム部会は，部会設置要綱に基づき，会議運営を行うものとする。</u></p> <p>第9条～第12条（略）</p> <p>附 則 本規約は，平成29年1年31日から施行する。 平成30年2月8日 一部改正 令和元年6月27日 一部改正 令和2年2月27日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年6月8日 一部改正</p> <p>別表1～3（略）</p>